

ワーキンググループまとめ（准看護師養成所等への支援のあり方）

1 はじめに（准看護師養成のあり方の検討の必要性）

厚生労働省の「准看護婦問題調査検討会報告（1996）」では、21世紀初頭の早い段階を目的に看護師養成制度の統合が提言されたところであるが、未だ具体的検討は行われていない現状である。

一方、都においては、平成30年度に数十年ぶりに准看護師養成所の新規指定に向けた相談があったが、准看護師養成所の新規指定審査においては、需給上の必要性や計画の成熟度、国の指定規則及びガイドライン、専修学校規程等も踏まえて総合的に評価する必要がある。

この状況を踏まえ、平成30年度東京都看護人材確保対策会議（令和元年度より東京都地域医療対策協議会看護人材部会）において、需給推計とカリキュラム改定の議論を踏まえた准看護師養成の必要性や養成所の支援のあり方、新規指定の判断基準について、専門家を加えて集中的な検討を行う必要性が示唆された。

このような提言を受け、都は、新カリキュラム適用までの期間がないことや新旧カリキュラムの二重基準で審査せざるを得ないこと、将来に向けたあり方の議論に矛盾を来す可能性が高いことが問題となることから、新カリキュラム適用まで、准看護師養成所の新規指定は行わないこととした。

また、令和2年度末から新カリキュラムに対応した准看護師養成校新規指定の設置計画書の提出が想定されることから、東京都地域医療対策協議会看護人材部会では、設置計画の段階で需給上の必要性や計画の成熟度等を審査できるようにするため、准看護師養成に詳しい委員によるワーキンググループを設置した。

2 准看護師養成を取り巻く状況

1) 東京都内准看護師養成所の状況、学生の就業状況・求人状況等

都内の看護師養成状況では大学・大学院数が増加している一方で、准看護師養成所は減少傾向にあり、平成22年度は14校（1学年定員590人）あったが、令和2年度には8校（1学年定員343人）となっている。令和2年3月の都内准看護師養成所の卒業生354名の就業状況等は、准看護師として就業した者206名、看護師養成所（2年課程）に進学した者122名、准看護師以外の就業・未就業者26名であった。准看護師として就業した206名の内訳では、実習病院以外の病院に就業した者が141名と最も多く、次いで診療所、実習病院、介護老人保健施設の順となっており、実習病院への就業は難しい状況である。なお、准看護師として就業した者の就業地の内訳は都内155名、都外51名であった。

また、令和元年度のeナースセンターにおける求人・求職状況では、求職者数461人に対して280人の募集人数であり、就業が困難な状況にある。

2) カリキュラム改正（令和4年4月から適用）

令和2年10月に保健師助産師看護師学校養成所指定規則や看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインが改正された。授業時間数（1,890時間）に変更はなかったが、新たに「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」が策定され、その内容は「将来を担う准看護師に求められる能力」をもとに、看護師教育とのつながり等を考慮されたものとなった。加えて、教育内容の留意点に情報通信技術（ICT）や在宅など多様な場における療養生活の基礎について学ぶ内容が追加され、現在の医療・福祉の実状を踏まえた改正となった。

3 ワーキンググループにおける主な意見・検討状況

1) 准看護師教育について

(現状に対する意見)

- 療養型病床等で准看護師として活躍する者の中にはジェネラリストとして長期間活躍している優秀な人材も多くみられ、現場を回す大きな力となっており、今後の長期的な世代交代を考慮すると、療養型の病院や施設等では准看護師は一定数のニーズがあるのではないかと。
- 必要な知識を習得して業務に生かすための学習時間が少ないのではないかと。その影響もあってか、卒業後1人立ちするまでに時間がかかる。
- 教員の配置の確保も教育の質の保証となる。専任教員は、指定規則上5人以上であり、最低5人以上の確保が必要である。
- 実習施設の確保が困難な状況で、特に産婦人科、小児科、精神科が困難な状況である。
- (学生の背景が多様であり)看護の質を担保することが難しい場合もあるので、いかに教育していくかにかかってくる。
- 准看護師としての立ち位置やどのようなアイデンティティをもって活躍すればよいのか、戸惑うことも少なくない。
- 准看護師の有資格者がプライドを持って働き、キャリアを積めるようにするとよい。
- 准看護師として自らキャリアを積むようになるよう教育することも重要ではないかと。
- ICTや情報機器など他分野・領域に長けた人が准看護師として活躍し認められることを期待する。
- 卒業後すぐに看護師養成所(2年課程(全日制、定時制))に進学する者もいるが、期間を置いてから看護師養成所(2年課程(通信制))に進学する学生が増加傾向にある。

(取組の方向性)

- 准看護師のニーズは減少しているものの、療養型等の一部の施設ではニーズがあり、准看護師がプライドを持って働き、キャリアを積んでいけるよう基礎的な能力をしっかりと育成する必要がある。
- 准看護師の看護の質を担保するためには、いかに教育していくかにかかっており、准看護師養成所における教育の質を担保することが重要である。

2) 今後の養成所の指定等について

(現状に対する意見)

- 設立趣旨を確認し、それが本当に公共性のあるものなのかというところをチェックしてはどうか。それが准看護師の質を担保した確保につながるのではないかと。
- 地域のニーズに合った教育であるか、教育目標が明確かなどを審査するといいいのではないかと。
- 実習施設については、多様な医療・福祉機関での看護や地域における看護について学べる実習施設も確保してほしい。
- 改正によって実習施設の受入れ人数などの自由度が増したが、そこは都として実習の質を担保してほしい。
- 2年間の夜間コースの授業数を実施することは無理だとはっきりと打ち出してほしい。
- 教員の配置数や夜間等設定などについて、しっかりと中身を精査してもらえるとよい。
- 教員の訂正な確保・配置が専門教育の充実につながり、教育の質の保証になる。
- 准看護師の看護の質を担保するための、学校として三つのポリシーである、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確にし、公開すべきであると考える。

(取組の方向性)

- 教育の質の担保として、新規指定の際の設置趣旨や実習の指導体制等をしっかりと審査することが重要である。
- また、夜間コースの設置や教員の配置の状況について指導・助言することも、教育の質の担保につながることから、一定の基準を持った対応(考え方)が必要である。

4 今後の具体的方策

准看護師は、長期的に医療の現場で活躍する者や、福祉等の分野で活躍する者、進学して看護師として活躍する者など、多様な働き方をしている。この現状を踏まえ、様々な分野で活躍できる基礎的な能力を持った准看護師を育成するための教育ができるよう支援するとともに、それぞれの准看護師がプライドを持ちキャリアを積み重ねることができるように、「教育の質の担保」と「キャリアを積み重ねるための支援」が重要である。

加えて、国の指定規則及びガイドラインの改正に伴い、都における「東京都看護師等養成所の指定申請等に関する指導要領」「東京都看護師等養成所運営に関する指導要領」（以下「各指導要領」という。）を改正するに当たり、准看護師育成の礎となる養成所の教育の質を担保するため、都として一定の基準を持ち、かつ明確に対応できるよう、養成所の審査・運営に関する指導・助言が必要であるとの意見があった。

これらを踏まえ、今後、以下の方策を行っていくことが必要である。

1) 「教育の質の担保」について

①新規指定時に係る「各指導要領」の改正(一部)

- 申請書類では、設置目的・公的意義について地域の看護師養成状況、東京都看護職員需給推計、東京都保健医療計画及び東京都高齢者福祉保健計画から必要性を審査する。
- 実習の質担保の観点から、実習施設が1つの看護単位で同時に10名以上の学生を受け入れる場合には実習における指導体制も審査する。
- 設置等の趣旨として、教育に関する理念に加え、教育方針、教育目的、卒業生像等を確認する。
- 教育計画については、夜間等で修業年限2年のカリキュラムは都として認めることはできないことから、健康面も含めて学生が学びやすいカリキュラムであることを指定規則や指導要領に則り審査する。
- 教育の質担保の観点から、准看護師養成所の専任教員は原則5名以上の配置とする。また、専門分野（基礎、成人、老年、母子、精神）ごとの配置や1人当たりの授業時間数を確認した上で指導・助言していく。
- 新たに策定された「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」も含めて改正の内容に則った教育内容であることを確認し、指導・助言していく。

②学習環境等の整備

- 准看護師養成所や進学先である看護師養成所（2年課程）における学生の学習環境の整備のため、看護師等養成所施設整備事業及び看護師等養成所運営費補助事業を継続していく。
- 学生の学習時間を確保するため、看護師等修学資金貸与制度の充実を図っていく。

2) 「キャリアを積み重ねるための支援」について

- 学生の時から自身のキャリアを考えることができるよう教育するとともに、准看護師として働きながら様々な知見や経験を得ることができるよう支援していく。

(参考)

○ ワーキンググループ構成員

(○座長、五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属
(看護人材部会委員) 関係団体	天木 聡	公益社団法人東京都医師会 理事
(WG専門委員) 准看護師養成校	小川 綾子	下谷医師会立看護高等専修学校 教務主任
(WG専門委員) 医療機関等	鈴木 俊也	医療法人財団良心会 青梅成木台病院 看護部長
(WG専門委員) 学識経験者	坪倉 繁美	国際医療福祉大学大学院 教授 国際医療福祉大学看護生涯学習センター長
(看護人材部会委員) 学識経験者	○ 西村 ユミ	公立大学法人東京都立大学健康福祉学部 看護学科教授 (看護学科長)
(看護人材部会委員) 関係団体	山元 恵子	公益社団法人東京都看護協会 会長

○ ワーキンググループ開催・検討経過

回数	開催年月日	議事等
第1回	令和2年 2月 7日 (金)	・准看護師養成を取り巻く状況について ・今後の進め方について
第2回	令和2年10月 7日 (水)	・准看護師教育の現状と課題
第3回	令和2年11月 4日 (水)	・准看護師教育に関する指導要領等について
第4回	令和3年 1月14日 (木)	・これまでの主な意見について ・ワーキンググループまとめについて